

山梨県公報

号外第三十一号

平成十三年

六月十三日

水曜日

目次

選挙管理委員会

政治団体の名称等の届出	一
収支報告書の要旨の公表	二
条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数	三
県議会の解散の請求又は知事等若しくは県の選挙管理委員会等の委員の解職を請求することができる選挙権を有する者の一定数	三
県議会の議員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数	三
不在者投票を行うことができる施設の指定に関する告示の一部改正	三
参議院山梨県選出議員選挙において政見放送を行うことができる一般放送事業者及び候補者一人当たりの放送回数の一部改正	三
山梨県知事選挙において政見放送を行うことができる一般放送事業者及び候補者一人当たりの放送回数の一部改正	四

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項第一号、第七条及び第十七条第一項の規定による届出が次のとおりであった。

平成十三年六月十三日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石澤道夫

第六条第一項第一号の届出 政治団体設立届

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日	届出年月日
「塩山を変えよう!」市民ネットワーク	熊谷和正	荻野勝政	塩山市上於曾一八六〇番地	平成十三年五月二十三日	平成十三年五月二十四日

第七条の届出 届出事項の異動届

区分		名称		代表者氏名		会計責任者氏名		主たる事務所の所在地		異動年月日		届出年月日	
旧	新	武友会	会	小野 隆造		村松 秀俊	遠藤 一磨	北巨摩郡小淵沢町七四八三番地一		平成十三年三月三十一日		平成十三年四月十二日	
旧	新	自由民主党 小淵沢町支部	党	清水 金富		伊藤 武	伊藤 武	北巨摩郡小淵沢町八八三五番地		平成十三年四月二十一日		平成十三年五月九日	
旧	新	豊友会	会			秋山 敬子	秋山 敬子			平成十三年三月三十日		平成十三年五月十日	
旧	新	自由民主党 山梨県大樹支部	党	齊藤 嘉園		五味 文子	望月 錦作	中巨摩郡白根町上諏訪一三二〇番地		平成十三年五月九日		平成十三年五月十八日	
旧	新	日本看護連盟 山梨県支部	盟	小野 宏				甲府市東光寺二丁目二五番一号		平成十三年五月七日		平成十三年五月二十八日	
旧	新	自由民主党 山梨県看護連盟支部	支部					甲府市東光寺二丁目二五番一号		平成十三年五月七日		平成十三年五月二十八日	
旧	新	政明会	会	小田切孝知				甲府市下飯田一丁目一五番六号		平成十三年五月七日		平成十三年五月二十八日	
旧	新			稲垣 善雄				中巨摩郡敷島町中下条一四六三番地一		平成十三年六月一日		平成十三年六月六日	

第十七条第一項の届出 政治団体解散届

名称		代表者氏名		会計責任者氏名		主たる事務所の所在地		解散年月日		届出年月日	
フロンティア敷島		石原 修		塩田 晴一		中巨摩郡敷島町中下条一五五三番地六		平成十三年五月十日		平成十三年五月十日	

山梨県選挙管理委員会告示第十九号

政治資金規正法（昭和二十二年法律第九十四号）第二十条の規定に基づき、同法第十二条第一項の規定による収支に関する報告書の要旨を次のとおり公表する。

平成十三年六月十三日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石澤道夫

政治資金規正法第12条第1項

平成十一年一月一日から平成十一年十二月三十一日まで

政治団体の収支報告書の要旨

政治団体の名称

フロンティア敷島

報告年月日

平成十三年五月十日

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	〇 円
ア 前年繰越額	〇 円
イ 本年収入額	〇 円
(2) 支出総額	〇 円
(3) 翌年への繰越額	〇 円

山梨県選挙管理委員会告示第二十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第四項及び第七十五条第五項の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。

平成十三年六月十三日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石 澤 道 夫

一四、〇三二

山梨県選挙管理委員会告示第二十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十六条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第二項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりである。

平成十三年六月十三日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石 澤 道 夫

二三三、六九八

山梨県選挙管理委員会告示第二十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第四項の規定による山梨県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりである。

平成十三年六月十三日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石 澤 道 夫

選挙区名

三分の一の数

東山梨郡選挙区

六、八七八

東八代郡選挙区

一九、二六七

西八代郡選挙区	七、三三三
南巨摩郡選挙区	一、七五四
中巨摩郡選挙区	四三、七三五
北巨摩郡選挙区	一六、四三〇
南都留郡（西桂町を除く。）選挙区	一一、五六〇
北都留郡選挙区	七、七七八
甲府市選挙区	五一、七三四
富士吉田市選挙区	一四、二〇九
塩山市選挙区	七、二二六
都留市 南都留郡西桂町選挙区	一〇、一三九
山梨市選挙区	八、五四三
大月市選挙区	八、八〇八
韭崎市選挙区	八、四一七

山梨県選挙管理委員会告示第二十三号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第三項第二号の規定による、不在者投票を行うことができる施設の指定に関する告示（昭和四十四年山梨県選挙管理委員会告示第七号）の一部を次のとおり改正する。

平成十三年六月十三日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石 澤 道 夫

一の表中「富士吉田市緑ヶ丘二丁目八番一号」を「富士吉田市上吉田字三枚畠一五四二番」に改める。

山梨県選挙管理委員会告示第二十四号

参議院山梨県選出議員選挙において政見放送を行うことができる一般放送事業者及び候補者一人当たりの放送回数（平成七年山梨県選挙管理委員会告示第四十七号）の一部を次のように改める。

平成十三年六月十三日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石 澤 道 夫

表中

二

を

二

に改める。

山梨県選挙管理委員会告示第二十五号

山梨県知事選挙において政見放送を行うことができる一般放送事業者及び候補者一人当たりの放送回数（平成六年山梨県選挙管理委員会告示第三十一号）の一部を次のように改める。

平成十三年六月十三日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石 澤 道 夫

表中

二

を

二

に改める。